

2023年3月

保険薬局の皆様

『院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール』合意までの流れ

【本取り組みへの参画をご希望される場合】

- ①山形済生病院ホームページ上の「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」の内容を確認する。
- ②保険薬局用、病院用の合意書をダウンロードしてそれぞれ1部ずつ印刷する。
- ③所定欄に記入する。
  - ※運用開始時期は、2023年4月1日以降の開始希望日を記入してください。
  - ※日付は、合意書を記入した日を記載してください。
  - ※代表者名は、保険薬局の責任者（開設者、管理薬剤師など）。
  - ※代表者が変更となる場合は、再度合意書の提出をお願いします。
- ④記入した保険薬局用、病院用の合意書を山形済生病院薬剤部DI室へ郵送する。
  - 〒990-8545 山形市沖町79-1
  - 山形済生病院薬剤部 DI室
- ⑤（病院側）保険薬局からの合意書が到着後、病院長印が押された保険薬局用の合意書を返送する。
- ⑥保険薬局用の合意書を受領後、本プロトコールに基づいた運用を開始する。
  - ※2023年4月1日開始と記載されていても、郵送が記載日より遅れる可能性があります。その場合は薬局用の合意書が届き次第、本プロトコールの運用を開始してください。

問合せ先：山形済生病院 薬剤部  
電話：023-682-1111  
（平日 8:45～17:00）